

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.110

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp/> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

2人の将来のためと勧誘され投資したが、出金しようとするると保証金を要求された

独立行政法人国民生活センター「相談事例」2022年3月3日公表

マッチングアプリで自称外国人経営者、ファッションブランドでVIP待遇を受けているという男性と出会った。男性がアプリを退会し、無料会話アプリでやり取りする中で、「Baby」「妻」と呼ばれるようになった。将来のため、紹介する投資サイトで投資するよう何日か説得され続け、断り切れず投資した。少額を投資したところ利益が出て出金できた。元金が多ければもうけも多いと説得され、銀行や消費者金融から借り入れて、合計約500万円投資した。出金しようとしたところ、利益を含めた総資産の15%（180万円）を保証金としてさらに支払う必要があると言われたため、50万円をさらに借り入れた。残りの130万円についてマッチング相手に相談していたところ、連絡が途絶えた。

（当事者 30歳代 女性）

相談事例から見えるトラブルの特徴、手口

ロマンス投資詐欺では、1～8の流れで財産的な被害が発生します。

1. 出会い系サイトやマッチングアプリ等でマッチングが成立
2. 実際に会う前に、出会い系サイトやマッチングアプリ等以外でのサービスでやり取りしないかと持ち掛けられる
3. マッチングの相手から、投資サイトを案内され、投資を勧められる
4. マッチングの相手から、投資用資金の送金を指示される
5. 初めは少額からの投資を勧められ、投資サイト上では利益が出る
6. マッチングの相手から、さらに高額な投資をするよう勧められ、送金する
7. 出金しようとする、さまざまな名目で送金を要求され、結局出金できない
8. マッチングの相手、投資サイト運営事業者と連絡がとれなくなり、返金されない

相談事例から見た問題点とアドバイス

- ・出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会った相手の指示で投資するのはやめましょう
- ・出会い系サイトやマッチングアプリ等は、ルールに従って利用しましょう

不安に思った場合やトラブルにあった場合は

すぐに居住地の消費生活センター等に相談してください。

消費者ホットライン 188 「いやや!」は、全国共通の電話番号です。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 **050-7505-0999**

警察相談専用電話 **#9110**



アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第398号

大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話があった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポート料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのことだった。解約を申し出ると、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。
(70歳代 女性)

ひとこと助言

- 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名をしっかりと確認しましょう。
- 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。

本当にお得？ 注文確定の前に契約内容をしっかり確認

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第425号

SNS上に通常約6千円のシャンプーが初回500円で購入できるとの広告があり、クレジットカード決済で注文した。再度購入しようと思い同じ広告を見たところ、注文を確定する画面の上方に、細かい文字で「5回継続購入」の記載が一部分だけ見えているのに気付いた。画面をスクロールしなければ全体が表示されず、前は気が付かなかった。事業者に解約したいと伝えたが「5回継続購入の条件は明記されている」と言われ断られた。
(60歳代 男性)

ひとこと助言

- ネット通販の注文画面では「初回限定」などとお得感を強調した表示に比べ、購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 注文を確定する前に、定期購入が条件になっていないかを確認し、定期購入が条件の場合、継続期間や支払うことになる総額など契約内容もしっかり確認しましょう。
- 特定商取引法が改正され、事業者は最終確認画面で、注文内容を明確に表示しなければならなくなりました。誤認させる表示により消費者が申し込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。

困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください
(消費者ホットライン 188「いやや!」は、全国共通の電話番号です)



北海道立消費生活センターのホームページをリニューアルしました

令和4年6月に北海道立消費生活センターのホームページをリニューアルしました。北海道立消費生活センターでは「消費生活相談」「商品テスト」「消費者教育啓発」を実施しています。展示ホール等の見学や啓発用パネルの貸し出しを行っています。ぜひご利用ください。

右の写真はスマートフォン対応画面の一部です。

URL <https://www.do-syouhi-c.jp/>



家電量販店をかたる特殊詐欺（6/14）

北海道警察本部 生活安全企画課 特殊詐欺抑止対策係
011-251-0110（内線3028）

5月30日頃から、北海道内で、家電量販店をかたる詐欺電話が多数発生しており、6月6日には札幌市に住む70歳代女性が現金150万円とキャッシュカードをだましとられ、400万円を引き下ろされる被害に遭っています。

この手口の内容は、

- 1 実在する家電量販店の従業員をかたる男から、
 - ・ あなた名義のカードで商品を買った不審者がいる
 - ・ 通報したので警察から電話がくるなどと電話がかかってくる
- 2 その後、警察官をかたる者から、
 - ・ 店で捕まえた者があなた名義の偽造カードを持っていた
 - ・ あなたが詐欺被害に遭っているかもしれず、このままでは全財産がなくなる可能性がある
 - ・ キャッシュカードや紙幣の番号を調べる必要があるので確認のため家に行く
 - ・ 手続き上、必要なのでキャッシュカードの暗証番号を教えてなどと電話がかかってくる
- 3 ニセ警察官が自宅に訪れ、キャッシュカードと自宅に保管していたお金などを手渡して、だましとられるというものです。

この被害を防止する方法は、

- ・ 突然の電話で、お金の話が出たら詐欺を疑い、一度電話を切って、誰かに相談する
- ・ キャッシュカードは渡さない！ 暗証番号は教えない！

ことです。

詐欺電話を受けた際に躊躇せず、気軽に警察に通報(相談)していただくため、**【詐欺電話がきたら#9110】**に電話することを、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方など**できる限り多くの方**に対して情報提供していただきますようお願い致します。

警察官などをかたる
詐欺電話が多発！

警察官は



キャッシュカードの
提出を求めません

市役所や金融機関職員をかたり
キャッシュカードをだましとる
場合もあります。



詐欺電話がきたら#9110

キャッシュカードは
渡さない

暗証番号は
教えない

北海道警察